

薬 第 1514-5 号  
令和 8 年 3 月 4 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第 9 条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 4 日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 知事指定薬物

次に掲げる 4 物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第 9 条第 1 項に規定する知事指定薬物に指定しました。

(1) 1 - [1 - (3 - クロロフェニル) シクロヘキシル] ピペリジン及びその塩類

【通称名】 3 C 1 - P C P、3 - C h l o r o - P C P

(2) (8 R) - N, N - ジエチル - 6 - メチル - 1 - [4 - (トリメチルシリル) ベンゾイル] - 9, 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】 1 S B - L S D

(3) プロパン-2-イル 1-(1-フェニルエチル)-1H-イミダゾール  
-5-カルボキシラート及びその塩類

【通称名】 I s o p r o p o x a t e

(4) 4-メチル-1-(2-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)  
ペンタン-1-オン及びその塩類

【通称名】 2 m e - P i H P、2 m e - P H i P、2 - m e t h y l -  $\alpha$  - P i H  
P、2 - m e t h y l -  $\alpha$  - P H i P

(5) (1) から (4) までに掲げる物のいずれかを含有する物

## 2. 施行期日

令和8年3月5日

大阪府健康医療部  
生活衛生室薬務課  
麻薬毒劇物グループ  
TEL:06-6941-9078 (直通)  
FAX:06-6944-6701